

## ＜個人住民税の特別徴収制度＞

＜事業者の皆様＞：従業員（給与所得者）の所得税は給与から源泉徴収しているけれど個人住民税は徴収していない、ということはありませんか？

＜従業員の皆様＞：給与所得に係る個人住民税は特別徴収されていますか？

**従業員（給与所得者）の個人住民税は、事業者（給与支払者）が毎月徴収し、市町村に納税しなければなりません。**

### ◎特別徴収とは？

所得税の源泉徴収にあたるものが住民税では特別徴収と呼ばれています。

個人住民税の特別徴収とは、事業者（給与支払者）が従業員（納税義務者である個々の給与所得者）が納めるべき税額を毎月の給与の支払時に徴収（天引き）し、その徴収した税金を市町村に納入していただく制度です。

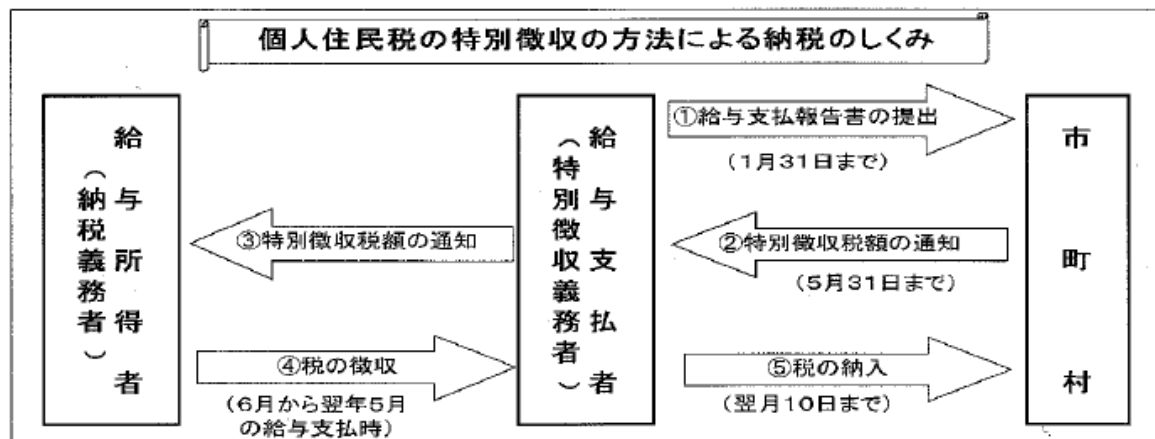
従業員毎の住民税額は、市町村で計算し、お知らせしますので、事業者の方にとっては、所得税のように年末調整をするなどの手間がかかりません。

また、従業員の方にとっては、納税のために金融機関や市町村の窓口に出向く手間を省くことができます。

### ◎どのような場合に特別徴収義務者になるのでしょうか？

所得税の源泉徴収義務者である場合は、個人住民税についても特別徴収の義務があります。

地方税法では、前年中に給与所得があった個人住民税の納税義務者で、その年の4月1日現在で事業者から給与の支払を受けている方については、特別徴収の方法により個人住民税を納税していただくことになっています。



詳しくは総務課税務係までお問い合わせください。

お問合せ先：北山村役場総務課 電話0735-49-2331